

○岡山県公安委員会の報奨に関する規程

(平成14年3月12日公安委員会規程第2号)

改正 平成23年3月11日公安委員会規程第2号 令和元年8月30日公安委員会規程第3号
令和3年1月18日公安委員会規程第1号

岡山県公安委員会の報奨に関する規程を次のように定める。

岡山県公安委員会の報奨に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う報奨に関し必要な事項を定めるものとする。

(報奨の種類)

第2条 公安委員会が行う報奨は、次に掲げるとおりとする。

(1) 表彰

ア 感謝状

イ 表彰状

(2) 激励

2 感謝状は、岡山県警察の職員又は所属(捜査本部、警備本部その他事務処理上必要があつて設けられた組織を含む。以下同じ。)以外の個人又は団体(以下「部外者等」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に授与するものとする。

(1) 自らの危険を顧みず、犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕、人命の救助又は保護その他警察官の職務執行に対する顕著な協力があつたと認められる場合

(2) 警察運営に関し、多大な協力、又は顕著な功労があつたと認められる場合

(3) その他公安委員会が必要と認めた場合

3 表彰状は、岡山県警察の職員又は所属に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に授与するものとする。

(1) 社会的反響が極めて大きい事件、事故、県民が真摯に解決を望む事案等を解決し、警察の威信を高め、又は県民から賞賛され、若しくは感謝される等顕著な功労があつたと認められる場合

(2) その他公安委員会が必要と認めた場合

4 激励は、岡山県警察の所属に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に授与するものとする。

(1) 重大な事件・事故の捜査又は重要な事案の対策を行っている場合

(2) その他公安委員会が必要と認めた場合

(死亡又は退職時の表彰)

第3条 表彰を受けるべきものが表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うものとする。

(表彰の除外)

第4条 表彰を受けるべきものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰をしないことができる。

- (1) 刑事裁判に関し起訴されたとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが不相当と認められる理由があるとき。

(表彰の推薦)

第5条 公安委員会の委員(委員長を含む。以下同じ。)又は岡山県警察本部長は、岡山県警察の職員若しくは所属又は部外者等が第2条第2項各号及び同条第3項各号に該当すると認めるときは、公安委員会に推薦するものとする。

- 2 前項の規定による推薦は、*表彰推薦書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 表彰推薦書は、公安委員会において1年保存するものとする。

(表彰の審査)

第6条 公安委員会は、推薦のあったものについて審査し、表彰の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査等は、岡山県公安委員会運営規則(平成13年岡山県公安委員会規則第2号)第3条に規定する会議において行うものとする。

(激励の決定)

第7条 公安委員会は、激励を行おうとするときは、警察本部長に意見を求めることができる。

(報奨授与者)

第8条 報奨を授与する者は、岡山県公安委員会委員長とする。

(感謝状等の様式)

第9条 感謝状及び表彰状の様式は、*様式第2号に定めるところによる。

(副賞)

第10条 報奨には、賞金、記念品又は慰労品を付与することができる。

- 2 前項の規定により付与する額は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる付与する額を限度とする。ただし、公安委員会が特に抜群の功労又は特段の困難があると認めるときは、当該付与する額の10割以内の額を加算して得た額を支給することができる。

種別		付与する額	
表彰	感謝状	個人	1件1人 8,000円
		団体	1件1団体 10,000円
	表彰状	職員	1件1人 8,000円
		部署	1件1部署 10,000円
激励	部署	1件1部署 10,000円	

(表彰台帳)

第 11 条 公安委員会は、表彰を行ったときは、*表彰台帳(様式第 3 号)に記録するものとする。

2 表彰台帳は、公安委員会において長期保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 30 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 18 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

表彰推薦書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

感謝状及び表彰状

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

表彰台帳

[別紙参照]